て後に父卒ぬ。時に子家依、久しき病を得るが故に、禅師と優婆塞とを請召きて呪護せしむれども、なほ愈差えず。病を看る衆の中に、一の禅師有り。誓願を発して言さく「おほよそ仏の法に憑りて修行ふ大意は、他を救ひ命を活けむことなり。今我が寿を病者に施し身に代らむ。仏の法実に有さば、病人の命を活けよ」とまうして、命を棄てて睠ず、手の於に燭を置きて香を焼きて行道き、陀羅尼を読みて忽に走り転ぶ。時に病者託ひて言はく「我れは永手なり。我れ法花寺の幢を仆さしめ、後に西大寺の八角の塔を四角に成し、七層を五層に減すなり。此の罪に由りて、我れを閻羅王の闕に召して、火の柱を抱かしめ、挫釘を以ちて我が手の於に打立てて、問ひ打ち迫る。今閻羅王の宮の内に、火の煙満ち寛る。王問ひてのたまはく「何の煙ぞ」とのたまふ。答へて曰さく「永手の子家依、病を受けて痛み、呪する禅師、手の於に香を焼く。彼の煙なり」とまうす。すなはち閻羅王、我れを免して擯ひ返し貶ふ。然れども我が体滅びて寄宿る所無し。故に道中に漂ふ」といふ。是に食はぬ病者、飯を乞ひて食ふ。病差えて起居す。夫れ幢は是れ転輪王の報を招く善き因なり。塔は是れ三世の仏の舎利を収むる宝蔵なり。故に幢の仆るるに依りて罪を得、塔の高を減すに由りて罪を被るなり。恐りざるべからず。是れ近き現報なり。

銭のありかたは、その下に位置する八角形基壇のための版築土層での埋銭のありかたとは異なっているが、これは石のたたりを鎮めようとしたものであろうとして、石のたたりのことと八角から四角への計画変更とを関係づける説がある(山本忠尚)。

七 「塔二基〈五重、各高十五丈〉」(西大寺資財流記帳)。当初に七重塔建立の計画が存したかいなかは不明。東大寺の東塔は、東大寺要録・四に「七重宝塔一基〈高二十三丈八寸、塔内安二四方浄土一、在二回廊一、今作之〉」とみえるが、西大寺の塔もこの程度の規模のものをめざしたか。

八 曲がった釘。底本訓釈「挫〈弊師〉」。

九 →中巻三縁。 一〇 永手は火葬されてしまっている。→中巻二十五縁。 一一 広記・三七六・陸彦などに肉体を「宅舎」とする記述がみえるが、本説話の「寄宿」という表現はそのような考えを想起させる。

一二 世界を統治する帝王。転輪聖王ともいう。

第三十七縁 上巻三十縁、下巻三十五縁と同じく、九州にかかわる蘇生説話であり、冥界の見聞を記した文書が登場する。

一三 藤原仲麻呂の乱を鎮めるのに功があった。神護景雲二年(七六八)十月に従四位上(続紀)。

一四 伊太知は、宝亀二年(七七一)閏三月の「中衛中将従四位上佐伯宿禰伊多智為二兼下野守一」(続紀)という記事を下限としている。歿年はあきらかではないが、宝亀五年三月に大中臣宿奈麻呂が下野守に任ぜられ、宝亀七年十二月に小野石根が左中弁兼中衛中将鋳銭長官とされていることが、いちおうの目やすとなろう。光仁天皇の時代に歿したか。数代の天皇の時代に活躍したために本説話のような表現となったのであろう。一五 上巻三十縁、下巻三十五縁と同じく、本説話も九州にかかわる。

一六 経巻の数。七、または八。妙法蓮華経は七巻に調巻されるばあいも八巻に調巻されるばあいもあった。弘賛法華伝・九にみえる雍州万年県平康坊の人の説話に、閻羅王がその人が生前に読んだ法華経両巻と罪案とを業秤にかけて裁くことがみえる。本説話ほど直接的に数量を問題とする説話は他に例をみない。 一七 →下巻三十五縁。 一八 こんなにも。数量の多いことをいう。「如許 已〻良志己曾波(新撰字鏡)。

一九 京中の人が。 二〇 京中の人。

因果を顧ず悪を作ひて罪の報を受くる縁 第三十七

一三 従四位上佐伯宿禰伊太知は、一四 平城宮に宇御めたまひし天皇の世の人なり。時に京の中の人 一五 筑前に下り、病を得て忽に死にて閻羅王の闕に至る。目に見ず、聞けば、大地を響かして打たるる人の音有り。呵びて言はく「痛きかな。痛きかな」といふ。打たるる遍ごとに問ひ政す。王史を問政して言はく「もし此の人、世に在りし時に何の功徳ある善をか作ふ」とのたまふ。諸の史答へて言さく「ただし法花経一部を写し奉る」とまうす。王言はく「彼の罪を以ちて経の巻に充てよ」とのたまふ。一六 巻に充つといへども罪数倍して、勝ること量無く数無し。また経の一七 六万九千三百八十四の文字に充つれば、なほ罪数倍にして救ふ因無し。時に王手を拍ちて言はく「一八 如許は世間の衆生の罪を作り苦を受くるを見たれども、いまだ此の人の如く太甚しく罪を作るを見ず」とのたまふ。一九 竊に傍の人を問ひていはく「此の打たるる人は誰そ」といふ。答へて曰はく「佐伯宿禰伊太知なり」といふ。彼の二〇 死にたる人、能く聞きて持ち、う。一五 上巻三十縁、下巻三十五縁と同じく、本説話も九州にかかわる。

一六 経巻の数。七、または八。妙法蓮華経は七巻に調巻されるばあいも八巻に調巻されるばあいもあった。弘賛法華伝・九にみえる雍州万年県平康坊の人の説話に、閻羅王がその人が生前に読んだ法華経両巻と罪案とを業秤にかけて裁くことがみえる。本説話ほど直接的に数量を問題とする説話は他に例をみない。 一七 →下巻三十五縁。 一八 こんなにも。数量の多いことをいう。「如許 已〻良志己曾波(新撰字鏡)。

一九 京中の人が。 二〇 京中の人。

一 黄泉より帰って、見るとすぐに。「纔一」は、一すると同時に、の意。 二 →上巻三十縁、下巻三十五縁。 三 冥界での見聞が文書にされている。→上巻三十縁、下巻三十五縁。 四 →中巻三十八縁。伊太知の中陰の期間が終わって間もない時期なのであろう。 五 追善を「報恩」とする例に、上巻三十縁、三十三縁、下巻二十五縁がある。 六 悪業によって趣くところ。地獄、餓鬼、畜生など。

第三十八縁 四部分より成る。表相説話群(種継にかかわる一段まで)、景戒の延暦六年の夢とその夢とき、僧景戒夢に見る事(延暦七年の夢とその答)、景戒自身の表相説話、である。

七 「兼」は、あらかじめ。この意で用いるのは日本における引伸義。本書では「表(いも)」の語は多くのばあい「あやしき表」のかたちで、仏の力の具体的なあらわれとしての超自然的な現象を意味している。本説話では「表相(いも)」「表(いも)」の語は前兆の意で用いられている。 八 聖武天皇

一 纔黄泉より還来り見れば、すなはち甦る。而うして後に、黄泉の状を以ちて大宰府に解す。府其の事を信はず。彼の人便に依りて、船に乗りて京に上る。京の中に還来りて、伊太知卿の閻羅王の闕に捉へられて苦を受くる状を陳ぶ。時に妻子等聞きて、懇び哀びて言はく「卒にて七々日を経、彼の恩の霊の為に善を修ひ福を贈ること既に畢る。何にか図らむ、悪趣に堕ちて劇しき苦を受くることを」といふ。更に法花経一部を写し奉りて、恭敬ひ供養し、追ひて彼の霊の苦を救ふ。此れまた奇異しき事なり。

災と善との表相まづ現れて後に其の災と善との答を被る縁　第三十八

夫れ善と悪との表相現れむとする時に、彼の善と厲との表相はまづ兼ねて物の形と作り、天下の国を周行きて歌咏ひて示す。時に天下の国の人彼の歌の音を聞きて咏を出して伝へ通ふなり。

諾楽宮に二十五年天下治めたまひし勝宝応真聖武太上天皇、大納言藤原朝臣仲麿を召して、御前に居ゑて詔してのたまはく「朕が子阿陪内親王と

は、神亀元年(七二四)二月四日即位、天平感宝元年(七四九)七月二日譲位。九―下巻七縁。仲麿は、天平勝宝元年(七四九)七月孝謙天皇即位とともに大納言に任ぜられている。「勝宝応真聖武太上天皇」「大納言藤原朝臣仲麿」という呼称は孝謙天皇の時代のもの。一〇孝謙天皇。母は光明皇后。聖武天皇の発話中にみえる呼称なので、すでに天皇として即位していたかどうかの判断が困難である。下文に孝謙天皇の即位に関しての記述を欠くのは、すでに即位していたことを示すか。一一天武天皇の孫。新田部親王の子。一二原文「二人以之、令レ治二天下一欲、云二何是語一、宜受不也」。阿陪内親王を天皇とし道祖親王を皇太子とする。一三誓約。そのことが実現したならばこのような事態になるであろう、そのことが実現しなかったならばこのような事態になるであろう、ということを言葉として表現して誓う。一四底本訓釈「祈禱(有介比)」。一五「是日、太上天皇崩二於寝殿一、遺詔、以二中務卿従四位上道祖王一為二皇太子一」(続紀・天平勝宝八年五月二日条)。天平勝宝八年は七五六年。一六皇太子。一七光明皇后。一八「―也、―波与、志我幾何贖命」という形式の句二句から成る。「―也、―波与」は、「天(ぬ)なるや　弟織女(おとたな)の　頸(うな)がせる　玉の御統(みすま)の　あな玉はや」(書紀・神代下)にみえる「―や―はや」の形式と関係があろう。「―はや」は愛惜の心情をあらわす。「―はよ」も同意であろう。若くして逝きたる王、財宝のごとき貴き王、逝きたる王よ、ああ、欠けたる宝玉よ、破れたる綾綺よ。早逝した王を財宝にたとえる。一九その命はどれほどの価格で買えるのだろうか。どのような高価な代償を払っても、もう買えはしない。原文「志我幾何二贖命一」。増一阿含経・十八に、波斯匿王

道祖親王と、二人を以ちて天下を治めしめむと欲ふ。是の語を云何にせむ。宜しく受くやいなや」とのたまふ。仲丸答へて白さく「はなはだ勝れて能し。御語を受け白す」とまうす。時に天皇、祈の御酒を飲ましめ誓はしめて詔してのたまはく「もし朕が遺さむ勅を失たば、天地相憑みて大なる厲を被らむ。汝今誓ふべし」とのたまふ。時に仲丸誓ひて白さく「もし我れ後の世に勅詔に違はば、天神地祇憑み嗔りて太なる災を被り、身を破り命を滅さむ」とまうす。是くの如く誓はしめ酒を飲ましめて、祈禱已に訖る。然うして後に、天皇崩ひて後に彼の遺したまふ勅語の如く、道祖親王を以ちて儲君としたてまつる。其の天皇の大后同じき諾楽宮に坐す時に、天下の国を挙りて歌咏ひて言はく「年少くして失せたる王、宝のごとき失せたる王や、破れたる玉、排れたる綾はよ。しが命幾何に贖はむ。衰へたりや、鮎鮒等はよ。しが命幾何に贖はむ」といふ。是くの如く歌咏ふ。然うして彼の帝姫阿倍天皇と並に大后の御世の天平勝宝九年八月の十八日、改めて天平宝字元年とし、即年に儲君道祖親王大宮の□殿より出でて、獄に投居ゑられて殺死され、並に黄文王塩焼王また氏々の人等倶に殺死さる。また宝字八年十月に、大炊天皇、皇后に賊たれ、天皇の位を掇め、淡路国に退きたまふ。逼□、並に仲丸

の母の死に関して、たとえ五百の妓女、五百の珍宝、五百の衣裳を閻羅王に与えても死を避けることはできない、とみえる。二〇衰弱してしまった鮎鮒たちよ。「鮎鮒」は比目魚のことであろう。芸文類聚・九十九・祥瑞部下・魚に「瑞応図曰、比目魚者、王者明徳則見」とみえ、晋の郭璞の比目魚賛を引用することからもわかるように、祥瑞である。祥瑞であるはずの比目魚の衰弱をなげく。天皇の徳の衰微を危惧する。二一原文「彼帝姫阿倍天皇並大后御世」。大后(光明皇太后)の存在を重視した表現。二二七五七年。二三橘奈良麻呂の変。続紀・天平宝字元年条に詳細な記事がある。三月二十九日に皇太子を廃せられ第(邸宅)に帰される。七月二日、兵によって右京の宅が囲まれる。四日、「麻度比(まと)」と改名され、拷問されて杖下に死す(続紀)。二四不明。二五長屋王の子。七月四日、「多夫礼(たぶれ)」と改名され、拷問されて杖下に死す(続紀)。二六道祖王の兄。天平宝字元年(七五七)七月二十七日の勅によって遠流を免されている(続紀)。殺されてはいない。のち天平宝字八年(七六四)九月、仲麻呂に擁立されて「今帝」を称し、敗死(続紀)。二七七六四年。十月九日。二八本説話では孝謙上皇をさす。二九親王の位を賜い、淡路公に封ぜられた(続紀)。三〇底本破損。三一仲麻呂の死は九月十八日(続紀)。

一 道祖王、黄文王、塩焼王、大炊王たちをさす。二「王」の語が歌に含まれていることをいう。三法師を、女の服装である裙を身に着けて□からといって侮ってはならない。僧は衫を着て裙をつけて、その上に袈裟をかけた(関根真隆)。「法師等」は僧の自称であろう。僧が女を誘う歌。四底本破損。五薦を編むための道具のひとつ。